

## 📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第 24 号 (2017 年 8 月)

📌 << - - 相続人の順位 - - >> 📌

### 📌 [--相続人の範囲--]

相続人となる者の範囲は、下記の通りです。

- 配偶者
- 子及びその代襲者（再代襲者を含む）
- 直系尊属
- 兄弟姉妹及びその子

これらの者が同時に複数存在する場合には、『相続人の順位』はどうなるのでしょうか？

### 📌 [--配偶者--]

被相続人の配偶者は、常に相続人となります。よって、配偶者の他に相続人となる資格を有している者（ $\alpha$ ）がある場合の相続人の組み合わせは『配偶者 +  $\alpha$ 』となります。

なお、ここでいう配偶者とは、民法上の婚姻関係にある配偶者を指すため、いわゆる内縁関係にある者は、原則として被相続人の財産を相続することは出来ません。

### 📌 [--子及びその代襲者--]

被相続人の子は、第一順位の相続人となります。（民法第 887 条）よって、被相続人の子の他に直系尊属や兄弟姉妹といった相続人となる資格を有している者があっても、子が優先的に相続人となります。

相続人が相続の開始以前に死亡その他の理由により相続権を失った場合、その者の直系尊属が代わって相続することを、『代襲相続』といい、子には代襲相続が認められています。よって、被相続人の子が、既に相続権を失っている場合における代襲者（被相続人の孫）や再代襲者（被相続人の曾孫）も同様に第一順位の相続人となります。

なお、ここでいう『子』には、実子と養子の別や嫡出子と非嫡出子の別による差はありません。

### 📌 [--直系尊属--]

被相続人の両親や祖父母といった直系尊属は、第二順位の相続人となります。

直系尊属が相続人となり得るのは、『被相続人に子がない場合、又は被相続人に子がいるが、その子全員が相続権を失っており代襲相続人がいない場合』となります。

また、父母と祖父母といった具合に直系尊属の親等数が異なる場合には、その親等数の近い方が優先されます。

### 📌 [--兄弟姉妹及びその子--]

被相続人の兄弟姉妹は、第三順位の相続人となります。

兄弟姉妹が相続人となり得るのは、『被相続人に第一順位の相続人である子（その子の代襲相続人を含む）及び第二順位の相続人である直系尊属の両方がいない場合、もしくはこれらの者のいずれかがいるが、いずれも相続権を失っている場合』となります。

兄弟姉妹にも代襲相続が認められていますが、代襲相続となれるのは、兄弟姉妹の子までとなっていますので、兄弟姉妹の子は代襲相続人とはなりません。

### 📌 [--相続人の順位（まとめ）--]

以上をまとめると、民法では、相続の順位について下記の通りに定められています。

- 配偶者：どんな場合でも相続人となります。
- 配偶者以外の相続人の優先順位
  - 第一順位：子及びその代襲者
  - 第二順位：直系尊属
  - 第三順位：兄弟姉妹及びその子

📌 [終わり] 📌